

## 平成29年度各部定期監査 意見・要望事項等措置状況報告書

### 2 意見・要望事項

#### (1) 共通事項

意 見 ・ 要 望
<p>ア 新たな行政評価制度及び公会計制度の取組の推進について</p> <p>行政評価制度の取組に関しては、これまでの各部定期監査結果においても、25年度には、効率的・効果的な行政評価制度の早期の構築について、26年度には、新しい行政評価を活用した事務事業の見直しについて意見・要望を述べてきた。また、27年度には、行政評価制度及び公会計制度の取組の推進について、「行政評価制度の構築に当たっては、基本計画に掲げられている基本的な政策の評価等の政策評価とともに、実施計画事業や重点化対象事業等を対象とした事務事業評価を体系化し、できる限り定量的な数値目標の設定及び客観的な評価指標に基づく評価を行うなど、他の自治体の実施例も参考にし、区民にとって分かりやすく、職員の負担も考慮した効果的な制度となるよう、創意工夫を図りながら取り組まれたい。また、総務省新基準による公会計制度との連携・活用に当たっては、事業別、施設別の分析を含め、効果的な評価手法の一環となるよう、組織横断的な観点から十分な検討を望むものである。」旨意見・要望を述べているところである。</p> <p>21年3月に策定された目黒区基本計画においては、分野別の施策体系の中で特に計画期間内に重点的に取り組むべき課題と目指す姿を重点プロジェクトとして設け、関連する施策を優先的・先導的に実施することによって、総体として計画の推進を目指すこととしている。重点プロジェクトについては、目指す方向として「六つのゼロ」を象徴的・戦略的に掲げた上で、地域安全プロジェクトなど6項目を掲げており、それぞれに取組の指標を掲げることにより、計画の目指している姿や方向を区民に分かりやすく示すとともに、一定期間を経た後に達成状況を確認し、計画の進捗状況や効果を把握していくこととしている。</p> <p>また、28年3月に策定された目黒区人口ビジョン、目黒区まち・ひと・しごと総合戦略においては、総合戦略の数値目標及び重要業績評価指標（KPI（Key Performance Indicator））の設定について、「まち・ひと・しごと創生法」の規定に基づき、基本目標に対して区民にもたらされる利益や目標の達成度合いを検証できる客観的な数値目標を設定しました。また、基本目標ごとに基本的な方向・施策を掲げ、各施策の効果を客観的に検証できる重要業績評価指標（KPI）を設定しました。」旨述べており、これらに基づき、総合戦略の効果的な計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを実施していくこととしている。</p> <p>これらは、基本的な目標を設定し、目標の達成度合いを客観的に検証できるように、実現すべき成果（アウトカム）に係る数値目標を設定するとともに、具体的な施策について、</p>

施策ごとの進捗状況を客観的に検証するための指標を掲げ、計画の効果的なP D C Aサイクルの進行管理を行っていくという考え方に基づくものである。

また、男女平等・共同参画推進計画や健康めぐろ21、子ども総合計画等の基本計画の補助計画においても、おおむね計画の目標値や具体的な指標を設定し、事業の成果を検証・評価することにより、進捗状況の把握に努めていると考えられる。

一方、27年3月に策定された行革計画においては、「行政評価制度を活用した効果的・効率的な事業執行の実施」及び「行財政基盤としての公会計整備」に取り組むこととしており、総務省新基準による公会計制度と連携した行政評価制度を実施し、効果的かつ効率的な事業執行を図ることとしている。

29年4月に政策決定会議において決定された「実施計画及び財政計画並びに行革計画の改定について」では、「目黒区実施計画改定要領」の中で、改定案の作成方針の一つとして、「行政評価の仕組みを活用した実施計画改定の検討」として、「今回、試行として、行政評価の仕組みを活用して、現行実施計画に掲げる事業について事業評価を行い、これまでの取組について成果等の観点から進捗状況の把握を行うとともに、新たに計上する実施計画事業についても事前評価を行う。さらに、評価結果については公表していく。実施計画の改定に際して、こうした行政評価の視点を加えることにより、現行実施計画事業に対する必要な見直しを行い、更なる効果的・効率的な事業執行に取り組んでいくこととする。」旨述べている。また、現行実施計画事業に係る評価シートでは、計画管理指標及び成果指標、事業費、所管課による総合的評価等を記載することとしており、新規事業についても成果指標等により事前評価を行っていくこととしている。

基本計画重点プロジェクト及びまち・ひと・しごと総合戦略、その他基本計画の補助計画において、客観的な数値目標及び具体的な成果指標を設定し、計画のP D C Aサイクルに基づく進行管理に努めていることは認識しているところであるが、今年度から本格的な行政評価制度の確立に向けて、実施計画の改定に合わせ、実施計画事業について、試行的に事業評価に取り組んでいくこととしたことは、これまでの取組を一步進めるものとして期待するものである。

行政評価制度を実効性・継続性のある取組としていくためには、評価対象施策・事業の適切な選定と客観的な数値目標及び成果指標の設定を行うことが非常に重要であり、それに基づき、成果を検証・評価し、見直し・改善につなげ、結果を公表していくことが重要であると考える。

また、公会計制度と連携し、効果的かつ効率的な事業執行を図っていくためには、区民一人当たりの事業コストの算定などを行うことにより、公会計制度を他の自治体との比較検討や事業の見直し・改善に有効に活用できるよう、対象とする事業や施設（複合施設を含む。）に係る財務諸表等の作成・活用に向けた制度設計が重要であると考える。

これらの課題について、これまでの取組を検証し、実効性・継続性のある行政評価制度及び公会計制度の構築となるよう、組織横断的に更に検討し、実施されることを要望する。

（政策企画課、財政課、ほか全課）

所 属 名	措 置 状 況 等
政策企画課	<p>今年度の実施計画改定作業に行政評価の視点を加え、実施計画の進捗管理を行っている。今後、評価結果を公表した後に行政評価のあり方を検証し、行革計画の中で継続的に検討していく。</p> <p>また、公会計制度を行政評価に活用するため、行政評価で取り扱う事業の単位について財政課の取組に合わせて検討する。</p>
財政課	<p>公会計制度を行政評価に活用していくためには、例えば、「事業別や施設別の行政コスト計算書を作成してコスト見える化する」といった手法が考えられる。</p> <p>その実現には、前提となる環境の整備が必要である。具体的には、①「適切な行政評価を行うためには、どの範囲を一つの単位の事業とすることが適切か」、②「各事業へ人件費をコストとして割り振るためのルールはどのようなものとすることが適切か」といった事業別行政コスト計算書を作成するための条件及びルールについて検討、整理する取組を行っていく。</p>

意 見 ・ 要 望	
イ 基本計画の補助計画の進行管理について	<p>上記アで述べたように、男女平等・共同参画推進計画や健康めぐろ21、子ども総合計画等の基本計画の補助計画においては、おおむね計画の目標値や具体的な指標を設定し、事業の成果を検証・評価することにより、進捗状況の把握に努めているところである。しかしながら、一部の計画においては、目標を掲げているものの、充実、現状維持、継続、増加、減少等と記載するなど、実現すべき成果に係る客観的な数値目標や指標の設定が少ないものが見受けられる。</p> <p>行政評価制度及び公会計制度の取組と合わせ、全庁的に行政計画の目標や指標の設定の仕方、評価方法、公表等について調査し、できる限り客観的な目標・指標の設定がなされるようにしていくことや、定期的な検証・評価、公表の仕組みについて整合性が図られるよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画課、ほか計画所管課)</p>

所 属 名	措 置 状 況 等
政策企画課	<p>今年度、実施計画改定に当たり試行中の行政評価の成果や公会計制度との連携についての検討状況を全庁で共有することにより、各所管での計画策定における目標値や指標の設定を促す。</p> <p>また、行政計画の目標や指標の設定方法等の調査や客観的な数値目標や指標の設定がなされるための取組については、基本計画</p>

	改定に伴う検証等に合わせて手法等を検討していく。
--	--------------------------

意 見 ・ 要 望
ウ 区有施設の見直しについて
区では、24年度から区有施設の見直しに取り組んでいるところであり、25年3月には、目黒区施設白書を作成し、26年3月には、区有施設見直し方針を策定した。また、区有施設見直し方針の内容を具体化していくために、28年10月に、区有施設見直し計画（素案）の作成に向けた検討素材を作成し、区民意見の募集、説明会を行い、区民意見等を踏まえ、29年2月には、区有施設見直し計画素案を作成し、説明会及びパブリックコメントを実施するなど着実に取り組み、29年6月に、区有施設見直し計画（以下「計画」という。）を策定したところである。
計画の期間は、年次計画を定める前期5年間（29～33年度）と取組目標を定める後期5年間（34～38年度）とに設定され、今後は、原則として5年ごとに計画を改定していくこととしている。
前期5年間における重点的な取組としては、「施設の機能に着目した見直し」、「低未利用スペースの有効活用の徹底」、「目黒区民センターに関する検討」の三つの取組を掲げている。
このうち、「施設の機能に着目した見直し」については、「利用者に活動場所（部屋）を提供する機能」（活動場所提供機能）を有する施設を、施設設置時点における設置目的のみにとらわれることなく、機能面に着目して整理し、施設総量縮減の方策を検討していく」としている。
本区の集会施設等の公の施設の設置に関する条例においては、それぞれの施設固有の設置目的を達成するために、事業や構成施設の提供等がなされており、構成施設の提供については、基本的には、当該施設の設置目的に限定した使用を行うこととされている。なお、当該施設の設置目的に沿った利用に支障がない限り、他の目的での利用を認めている施設も見受けられる。
区有施設の見直しにおいて、各施設の貸室機能の横断的活用を推進していくためには、各施設の構成施設をより柔軟に、多目的に利用できるように、条例上の規定を見直していくことや、構成施設の利用及び使用料に関する規定を個別条例から独立させ、貸室機能等に着目した包括的な公の施設の使用に関する条例を設置する方法など、多面的な見直しを検討されたい。
また、住区センターの構成施設である老人いこいの家や児童館について、本来目的で使用されていない日・時間帯において、集会等で使用する場合、行政財産の目的外使用として、使用許可により使用を認めているところであるが、これらの使用も、公の施設としての使用と同様の使用形態であると考えられるので、今回の区有施設の見直しの検討に合わせて、行政財産の目的外使用としてではなく、各条例上、公の施設の使用の一部として使

用可能となるよう、指定管理者への委任も含め、条例上の取扱いについて検討されたい。  
(経営改革推進課、地域政策調査課、高齢福祉課、子育て支援課、その他関係課)

所 属 名	措 置 状 況 等
経営改革推進課 地域政策調査課	「施設の機能に着目した見直し」は、区有施設見直しの基本的な考え方を実践する取組の一つで、施設設置時点における設置目的のみにとらわれることなく、貸室機能の横断的活用を図ることとしており、「区有施設見直し計画」に基づき、前期5年間における重点的な取組の一つとして掲げて取り組む予定である。 指摘の点については、今後、貸室の利用状況を整理・分析し、貸室のあり方を見直していく中で、関係する規定の洗い出しを行い、課題解決に向けて考え方の整理を行っていく必要があると考えている。
高齢福祉課 子育て支援課	指摘の点については、区有施設見直しの取組の進捗状況を踏まえ、規定の整備も視野に入れ、施設使用のあり方について考え方の整理を行っていく必要があると考えている。

意 見 ・ 要 望
<p>エ 情報セキュリティ対策の強化について</p> <p>区においては、基幹系システムの再構築及び社会保障・税番号（マイナンバー）制度への対応、国の情報セキュリティ対策に関連した取組（新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて（総務省自治体情報セキュリティ対策検討チーム報告 27年11月））など、新たな状況に適時・適切に対応していくために、情報資産（情報処理システム、情報処理機器、電磁的記録媒体及び電子情報処理をして得られたデータ）について、より適切かつ安全に管理する必要から、27年10月に目黒区電子情報処理規則の改正、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準の改正を行うなど、規程等の改正及び体制の整備に取り組んできた。</p> <p>また、マイナンバー関連システムとインターネットとの分離、USBメモリー等の接続不可、生体（指静脈）及びパスワードによる二要素認証の導入等の物理的・技術的対策、情報セキュリティ研修、委託事業者等への対応、標的型メール対応訓練、システム監査、セルフチェック等の継続的な実施など、多岐にわたる情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいると認識しているところである。</p> <p>しかしながら、現状では、なお指摘事項に記載したような事故が生じていることから、更なるICカード等の管理体制の定期的な点検・整備、職員及び委託事業者等に対する注意喚起・指導・研修の強化など、情報セキュリティ対策の徹底が必要である。</p> <p>さらに、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、29年7月から、マイナンバ</p>

一制度に係る情報提供ネットワークシステムを介した行政手続等に際して必要となる情報を他自治体等との間でやり取りする情報連携も試行開始されたことなど、新たな状況を踏まえ、情報セキュリティ対策についての安全対策の水準も高まっている。このため、より高いセキュリティレベルの確保に向けた対策を継続的に維持・向上していくとともに、内部統制機能（行政サービスの提供等に係る事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する取組）の充実策の一環として、必要に応じて、専門家の活用による監視体制等の整備についても検討されたい。

（情報課、ほか全課）

所 属 名	措 置 状 況 等
情報課	<p>全庁インターネットシステムのＩＣカード管理については、職員向けの利用手引を作成し、改めて、管理について周知徹底を図った。</p> <p>また、情報セキュリティの維持・向上のため、内部統制機能の充実の視点も踏まえ、運用過程における外部監査実施に加え、予算編成過程においても、識見を有する者からの助言を取り入れていく。</p>

#### 意 見 ・ 要 望

##### オ 収入未済額の縮減について

財源の確保及び負担の公平性・公正性の確保の観点から、滞納の防止、収入未済額の縮減・解消を図ることは、行政組織の最も基本的な使命の一つである。28年度の収入未済額の状況は、一般会計においては、20億1,549万円余で、前年度比1億2,472万円余（△5.8%）の減と縮減が図られた。一方、特別会計においては、国民健康保険特別会計では22億6,855万円余で377万円余（0.2%）の増、後期高齢者医療特別会計では7,685万円余で941万円余（14.0%）の増、介護保険特別会計では1億7,020万円余で611万円余（3.7%）の増となっている。一般会計と特別会計の合計では1億541万円余（△2.3%）の減となっているが、45億3,111万円余の収入未済額になっている。

本区の債権管理については、26年度に行政監査「債権管理について」を実施し、指摘事項1件、意見・要望事項49件の監査結果を報告したところである。一般会計と特別会計の合計収入未済額について、23年度の59億8,447万円余と28年度の45億3,111万円余を比較すると、5か年で収入未済額が14億5,336万円余（△24.3%）縮減されており、行政監査結果も踏まえ、適切な債権管理、収入未済額の縮減を図るため、目黒区債権の管理に関する条例の改正をはじめ、滞納対策事務の一元化や債権管理適正化委員会の設置、弁護士との連携、非強制徴収債権の放棄に係る議会報告など、積極的に努力されている姿勢が見受けられ、評価するところである。

一方、3特別会計とも収入未済額が増加していることや、依然として45億円を超える滞納額が累積していることから、収入未済額の縮減に一層努力されたい。

(滞納対策課、国保年金課、介護保険課、ほか債権所管課)

所 属 名	措 置 状 況 等
滞納対策課	<p>新たな滞納を防ぎ、総体として滞納額の縮減に努めることが重要であることから、電話催告等をはじめ、早期に滞納整理事務に着手することにより、現年度課税分の滞納化を防ぎ、翌年度へ繰り越すことがないように努めている。滞納対策一元化の取組により移管された国民健康保険料等についても、同様の観点から収入未済額の縮減に取り組んでいく。</p>
国保年金課	<p>国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、次の方法により収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>国民健康保険料については、多様な納付機会・方法の拡充として、口座振替、コンビニエンスストア収納等に加え、平成28年1月からペイジー収納を導入している。また、平成30年度から口座振替の全期前納（一年度分の保険料を初回納期（6月末日）に一括振替）を開始予定であり、さらにクレジット収納について導入を検討している。今後も納付方法を充実し、納付者の利便性を高めることで収納率の向上を図っていく。</p> <p>後期高齢者医療保険料については、平成28年1月から、コンビニエンスストア収納を導入し、納付機会の拡大を図った。また、普通徴収の被保険者に対して口座振替の促進にも努めている。</p> <p>また、平成29年度からの滞納対策事務の一元化により、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は滞納対策課において、他債権と合わせた包括的な取組を行っている。</p>
介護保険課	<p>滞納額の縮減のためには、早期の取組が必要であると認識している。迅速な督促や定期的な催告の実施により、滞納を防止していく。平成27年度からコンビニ収納を実施し、現年度分の収納率については向上しているところである。また、平成28年度に引き続き、滞納対策課に債権を移管し連携していくことで、税・国保などと重複して滞納している人や高額案件について効果的な滞納対策を行い、収入未済額の縮減に努めしていく。</p>

## (2) 個別的事項

### ア 企画経営部関係

#### 意見・要望

##### 寄付の拡充に向けた環境整備について

現在、積立基金については、財政調整基金を含め9基金が設置されている。今後、施設の老朽化に伴う大規模改修や改築等による需要増、保育所待機児童解消や子育て支援のための需要増など、将来を見据えた財源の確保が大きな課題となっている。

区では、26年3月にサクラ基金を創設したところであるが、社会福祉施設整備寄付金やサクラ寄付金のほか、子ども関係等のための寄付の申出がある中で、スポーツ振興関係、子ども・子育て応援関係、学校教育施設関係に係る寄付の申出に対応していくために、新たにこれらに係る積立基金の創設を図ることとしている。

ふるさと納税に係る特別区民税の減収が28年度で約6億円と大きな影響が生じている中で、積立基金のメニューを拡大し、寄付者の意向が受け入れやすい環境を整備し、財源を確保して施策の充実を図っていくことについては、積極的な取組として評価するものである。

今後は、区民等に対し、ホームページ等の更なる改善を図るなど、積極的なPRに努め、寄付の拡大、基金への積立て及び有効活用に向け、一層努力されたい。

(秘書課、ほか関係課)

所属名	措置状況等
秘書課	<p>今年4月より内部に「寄付金受入の拡充に向けた検討委員会」を設置し、6月にその基本的な考え方をまとめ、9月には寄付金受入れの拡充に向けた取組（案）をまとめ、議会に報告した。なお、具体的な取組は次のとおりである。</p> <p>全庁調査により寄付金受入れ事業を新たに10事業を選定し、本年12月以降、既存のサクラ保全事業及び社会福祉施設整備事業と併せて、12事業を寄付金受入れメニューとして、区の公式ホームページのほか、ふるさと納税ポータルサイトを通じて周知していくとともに、当該事業の展開を紹介し、寄付金の使い道を明らかにしていく。</p> <p>また、寄付手続の利便性の向上を図るために、クレジットカードで寄付ができる仕組みを導入するほか、区外から目黒区を応援してくださるかたに対しては、ふるさと納税の趣旨に反しない程度の返礼品を贈り、区として感謝の意を表明する予定である。</p> <p>なお、本年9月の定例会で条例制定される三基金については、上記の寄付金受入メニュー（12事業）にも含まれており、寄付金の受け皿としても活用していく予定である。</p>

## イ 総務部関係

### 意見・要望

#### (ア) 内部統制機能の整備について

内部統制機能については、「内部統制機能の検証について」として、区において、様々なリスク管理の取組を推進している一方で、事務処理ミスが生じていることから、「各部局においては、事務処理や組織運営には必ずリスクが伴うものであるとの認識のもとに、改めてリスクを点検し、チェックリスト等を作成するなど、事前・事後の対応策を講じ、不斷に見直し改善していく必要がある。また、マニュアルやコンプライアンス制度等の内部統制機能が有効に機能しているかどうかについて、継続的に検証・評価し、必要な見直しを行っていくことを望むものである。」旨意見・要望を述べたところである。区では、政策決定会議等を通じ、適正な事務処理を確保するため、毎年度、「基本的な事務処理に関するマニュアルの活用等について」等により、全庁的に注意喚起・指導の徹底に努めていると認識しているところである。

一方、国においては、28年3月の第31次地方制度調査会による「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」等を踏まえ、29年6月に、地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、その中で、内部統制に関する方針の策定及び内部統制評価報告書の作成等（指定都市以外の区市町村は努力義務）や監査制度の充実強化などに関する規定改正が行われたところである。

区においては、区におけるこれまでの内部統制機能に係る取組について検証するとともに、課題を整理し、地方自治法の改正等を踏まえ、本区における今後の対応について、関係部局と連携し、検討を進められたい。

（総務課、ほか全課）

所属名	措置状況等
総務課	<p>25年度の各部定期監査での意見・要望を踏まえ、過去の各部定期監査で指摘が多かった契約・会計処理に関するもの、出退勤管理に関するもの及び文書事務に関するもののミスやチェック体制の不備などを解消するため、基本的な事務処理の適正性の確保に向け、毎年度、マニュアル等の整備・更新を図るとともに、事務の統括所管である契約課、会計課、人事課、総務課による研修の実施などにより、全庁的に注意喚起や指導の徹底に努めている。また、区政の透明性に関する三制度を着実に運用するなどコンプライアンスの徹底を図っており、内部統制機能の充実、確保を目指した取組を行ってきた。</p> <p>今般の法改正は、人口減少社会の進行に伴う多様な行政ニーズへの対応や、広範な事務処理と業務量の増加など高まる自治体の</p>

	<p>役割とともに、拡大する傾向にある事務処理リスクに適切に対応するため、内部統制に関する方針の策定等について、平成32年4月施行とされたものである。</p> <p>自治体にとっての財務事務の執行リスクや近年のIT化の急速な進展に伴う情報リスクは、発生の頻度が高く、重大なリスクとなり得るものである。このため、適正な執行を確保するための方針の策定、体制の整備、評価報告書の作成等は、指定都市以外の区市町村は努力義務とされてはいるものの、自治体経営のガバナンスの確保にとって有用な取組である。</p> <p>費用対効果の面で検討する必要もあるが、これまでの取組について改めて検証するとともに、課題を整理し、今般の法改正等の趣旨を踏まえ、他の先進自治体の動向等も注視しながら、今後の対応について、関係部局と連携し、検討を進めていく。</p>
--	--

意 見 ・ 要 望
<p>(イ) 契約事務の改善について</p> <p>契約事務に関しては、毎年度の各部定期監査をはじめ、府外施設定期監査、小・中学校等定期監査等において、適正な契約事務処理の遂行に関し、その都度指摘や意見・要望を述べてきたところである。また、行政監査において、最近では、25年度に、プロポーザル方式に基づく随意契約について、27年度に「事務事業の委託について」として監査結果を報告してきたところである。</p> <p>契約課では、これまでの監査結果やその後の検討を踏まえ、プロポーザル方式に基づく業者選定に関しては、従来の要綱を改正し、29年1月、新たに目黒区プロポーザル方式による業者選定実施要綱を策定した。また、要綱の内容を補完し、具体的な事務手順や評価基準などを定めるものとして、プロポーザル方式の実施に関するガイドラインを合わせて制定した。29年3月には、自所属契約における見積り徴取の取扱いについて、契約確認票における1者見積りの際の理由等の記載の明確化及び契約種別の見直し等を図るため、目黒区随意契約ガイドラインの改正を行い、府内周知を図った。また、28年10月に公契約条例検討委員会を設置し、29年2月に公契約条例制定検討に係る「中間のまとめ」を取りまとめ、7月に条例骨子案を策定し、パブリックコメント等により意見募集を行い、条例制定に向け取り組んでいる。さらに、行革計画で掲げた区有資産の有効活用に関しては、27年度に上目黒一丁目地区プロジェクト事業実施方針に基づき、事業者を決定し、売却を行うなど、適切な契約事務の執行に努めているところであり、これらは積極的な取組として評価するものである。</p> <p>今後とも、契約・管財事務の見直し・改善に努めるとともに、府内の契約事務処理が適正に行われるよう、所管課に対し、継続的な注意喚起及び助言・指導に努められたい。</p>

(契約課)	
所 属 名	措 置 状 況 等
契約課	<p>地方自治法及び同法施行令並びに目黒区契約事務規則等に基づき、個々の契約方式については、競争入札を原則として選択すべきものであるが、例外的に随意契約による契約締結を選択することとした場合には、契約事務の公平性及び透明性を保持し、経済性を確保するとともに、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断し、理由及び経緯を整理しなければならないとしている。</p> <p>これを踏まえ、目黒区におけるプロポーザル方式に基づく業者選定に関する事務手続要綱については、平成25年度行政監査の実施結果等を踏まえて事務手続の明確化を図るため、名称を「目黒区プロポーザル方式による業者選定実施要綱」として改正を行い、平成29年1月1日付けて施行した。</p> <p>また、要綱についてはプロポーザル方式の実施に当たり基本的な事項を定めるものとして位置付け、要綱の内容を補完し、具体的な事務手順や評価基準などを定めるものとして、新たに「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」を合わせて制定した。</p> <p>さらに、随意契約に係る事務を適正かつ円滑に進めるために、随意契約の事務手続上必要な事項の指針となる「随意契約ガイドライン」を改正した。</p> <p>所管課においては、個々の契約案件が上記随意契約に係る要件を具備しているか、発注の都度精査を行うとともに、多様な視点からより適切な契約方式の選択が行えるよう、契約事務説明会等による周知を行うなど、引き続き徹底を図っていく。</p> <p>一方、公契約条例については、昨年10月に行政内部に検討組織を設置し、条例を制定している先進自治体の状況なども参考にしながら、検討過程において「中間のまとめ」を作成し、それを基に区内の事業者や、事業者及び労働者の関係団体などからご意見を伺い、このたび、条例骨子案（基本的考え方）をまとめ、パブリックコメントを実施した。</p> <p>公契約の過程及び内容の透明性、及び公正な競争及び適正な価格による契約の促進など、公契約条例に係る施策の実施に引き続</p>

	き取り組むとともに、契約制度全般において、必要に応じて入札・契約適正化委員会及び入札監視等委員会の意見等を踏まえ、積極的な見直し・改善を行っていく。
--	--

## ウ 危機管理室関係

意 見 ・ 要 望	
(ア) 防災士資格取得支援及び活動参加について	
<p>区では、24年度から、防災士資格を有する地域防災リーダーを育成するため、防災区内組織等から推薦のあった方に防災士研修講座受講料及び資格取得試験受験料を助成してきた。28年3月に策定したまち・ひと・しごと総合戦略においても、安全・安心なまちづくりの一環として掲げ、助成制度の拡充や資格取得の促進を図ることとしている。</p> <p>28年度当初予算では、助成対象を拡大し、更に防災士資格取得の支援を行うこととした。また、災害に関する意識や応急対応に対する知識・技能の向上を図り、発災時の初動体制を強化するため、夜間・休日等も震度5弱以上の地震で地域避難所などに参集する第1非常配備態勢要員や府外で初動対応に従事する職員などを対象とした防災士養成講座を開催し、28年度に50人の防災士資格取得を促進することとした。</p> <p>これらの結果、区民14人、区議会議員10人、区職員50人（内参集指定職員36人）の方々が、防災士資格を取得された。資格取得者の積極的な取組に敬意を表するものである。</p> <p>今後は、更なる資格取得支援とともに、目黒消防署や地域の防災関係団体等と連携を図りながら、避難所運営協議会や各種防災訓練、独居高齢者等宅訪問によるアドバイス等において、防災士資格が活かせるようなビジョンと具体的な活動展開について検討されたい。</p>	
(防災課、ほか関係課)	
所 属 名	措 置 状 況 等
防災課	<p>当面、資格取得支援の拡充を継続するとともに、地域推薦の方については、各地域の防災活動や避難所運営協議会での積極的な資格活用をお願いしているが、今後、更なる活用方策を検討していく。</p> <p>また、防災士資格取得者に対し、東京都や目黒区で実施している講演会や訓練等防災関連情報を、随時、郵便又はインターネットメールで提供し、防災士の活動の場の拡充及び知識の維持・向上を図っている。</p>

## 意見・要望

### (イ) 避難所運営協議会の組織化の支援について

行革計画においては、「避難所運営協議会の組織化」として、見直し・改善の内容について、「平成25年3月に目黒区地域防災計画を修正し、大規模災害発生に備え、地域住民・施設管理者・避難所に参集する指定職員等で構成する「避難所運営協議会」の組織化を進めます。また、同協議会において、平常時から避難所運営について検討することにより、避難生活の円滑化を図ります。」旨掲げている。

現在、避難所運営協議会は、22住区エリアのうち15住区エリアで設置されている。

一方、区においては、地域コミュニティ検討会における「地域の活力は地域のみんなで」～これからの中のコミュニティを考える～（検討会意見まとめ）等を踏まえ、29年6月に、コミュニティ施策の今後の進め方（素案）を作成し、パブリックコメントによる区民意見を募集し、年内に決定する予定としている。

地域における防災対策や安全対策は住民生活にとって大切な地域課題であり、これらの地域課題の解決に向けた取組は、「近隣の人と人のつながり」を基にした助け合い、支え合う取組であり、地域コミュニティの活性化につながるものとして重視されている。避難所運営協議会の取組は、地域コミュニティの形成に資するものと考えられるので、こうした視点からも、未整備である7住区エリアに対する働きかけ・支援に更に取り組まれたい。

(防災課、各地区サービス事務所)

所 属 名	措 置 状 況 等
防災課	避難所運営協議会が未設立の住区エリアについては、協議会の趣旨等の丁寧な説明や地域課題解決の支援に努めながら、地域が主体的に避難所運営協議会の設立、運営に取り組んでいくよう、引き続き働きかけを強化していく。
各地区サービス事務所	避難所運営協議会の組織化については、防災課が中心となって住区エリアごとに住区住民会議をはじめ、町会・自治会、P.T.A.、消防団、学校、参集職員等の関係者が連携して取り組めるような組織づくりを支援しているが、地区サービス事務所においても、未整備の住区エリアに対し、避難所運営協議会の取組が進むよう防災課と協力しながら取り組んでいく。

## エ 区民生活部関係

### 意 見 ・ 要 望

#### (ア) 住区会議室の利用率の向上について

住区センターの構成施設である住区会議室の平均利用率については、26年度56.8%、27年度57.3%、28年度58.5%と、近年漸増傾向にあるが、依然として50%台の利用状況が続いている。一方、利用率が50%未満の住区会議室は、28年度で8か所となっている。

区では、現在、コミュニティ施策の今後の進め方（素案）を作成し、区民に対しパブリックコメントを募集し、年内に決定することを目指し、取り組んでいるところである。

こうした取組に合わせ、住区センター（住区会議室等）における多様な活動の展開がなされるよう、住区住民会議、町会・自治会をはじめ、地域活動団体への支援方法を工夫し、住民のコミュニティ活動の拠点である住区会議室の利用の向上が図られるよう、住区住民会議等に対する支援に更に努められたい。

（各地区サービス事務所）

所 属 名	措 置 状 況 等
各地区サービス事務所	コミュニティ施策の今後の進め方（素案）においては、町会・自治会及び住区住民会議を中心として、地域コミュニティの活性化のために必要な支援を行うこととしており、住区センターの設置目的に沿った形で、住区会議室の利用向上が図られるよう、地域活動団体も含めた支援方法を工夫し、更なる支援に努めている。

### 意 見 ・ 要 望

#### (イ) 特別区税の適正な課税及び収入確保について

特別区税の対調定収入率については、26年度で95.8%、27年度で96.2%、28年度で96.6%と向上しており、収入未済額については、26年度16億9,386万円余、27年度15億5,896万円余、28年度で14億816万円余と縮減が図られ、28年度には前年度比1億5,079万円余（△9.7%）の減となった。

26年12月に目黒区債権の管理に関する条例が改正されたことに伴い、債権回収の取組基準の改訂や債権管理・回収事務処理マニュアルの作成、滞納対策事務の一元化、債権管理適正化委員会の設置など、積極的な債権管理の取組がなされており、特別区税の収入率の向上、収入未済額の縮減は、これらの取組や職員の積極的な姿勢と努力によりもたらされた成果として評価できるものである。

特別区税については、特別区たばこ税が27年度の29億3千万円余から、28年度には24億7千万円余と4億5千万円余（△15.6%）の減となり、また、ふるさと納税

に係る特別区民税の減収が28年度で約6億円と大きな影響が生じている中で、今後の区税収入の確保は容易ではないと考えられるところであるが、特別区民税、軽自動車税等の適正な課税及び収入の確保、債権所管と連携した非強制徴収債権の一元化の取組、債権管理適正化委員会の運営、弁護士との連携・活用など、引き続き積極的な取組を推進するよう要望する。

(滞納対策課、税務課)

所 属 名	措 置 状 況 等
滞納対策課	<p>引き続き、財産調査や丁寧な相談を通して滞納者の生活状況等を正確に把握し、計画的な納付・滞納解消につなげ、滞納総額全体の縮減を図っていく。</p> <p>また、非強制徴収債権については、弁護士との連携・協力を強化し、債権所管課と協力しながら徴収困難・高額な案件の滞納整理を進めていくとともに、債権管理適正化委員会の適正な運営を図ること等により、収入確保に向けて積極的に取り組んでいく。</p>
税務課	<p>喫煙環境など特別区たばこ税をめぐる状況変化やふるさと納税制度を注視しながら、引き続き適正な課税及び収入確保に努めていく。</p>

#### 才 産業経済部関係

##### 意 見 ・ 要 望

###### 三田地区店舗施設使用料等の滞納対策の促進について

三田地区店舗施設の使用料等については、28年度の収入未済額が、使用料で3,314万円余、光熱水費で1,054万円余、共益費で1,473万円余、施設整備費負担金で77万円余、合計5,920万円余となり、前年度の5,738万円余に対し181万円余増加しており、従来からの滞納者（5,500万円余）に加え、更に新規の滞納が生じている。

三田地区店舗施設の使用料等の滞納については、毎年度の監査において繰り返し滞納対策の促進について述べてきたところである。

現在、債権管理適正化委員会の設置や弁護士との連携など体制が整備されているところであり、早期に今後の対応方針を決定し、取組を促進するよう求めるものである。

(産業経済・消費生活課)

所 属 名	措 置 状 況 等
産業経済・消費生活課	区では平成20年に「目黒区債権の管理に関する条例」及び「目黒区債権の管理に関する条例施行規則」を制定し、平成27年に本条例の一部改正を行うと共に、債権の一元化組織の設置に基づ

	<p>き「目黒区債権管理・回収事務処理マニュアル」を作成した。また、平成28年9月には、非強制徴収債権について適切な対処を効果的・効率的に進めるため、債権管理適正化委員会が設置された。</p> <p>三田地区店舗施設使用料等の回収もしくは処分については、債務者の中に居所不明者などがあり、裁判で係争した債権等も含め時効時期の確認等も必要となることから、事案処理には時間を要する案件もあると考えられるが、引き続き債権の一元化組織と連携・協力しながら、順次各事案の具体的処理に向けて事務を進めていくこととする。</p> <p>なお、新規に発生した滞納事案については、法的措置も含め、早期解決に向けて手続を進めていく。</p>
--	--

## カ 文化・スポーツ部関係

意見・要望
<p>多文化共生推進ビジョンの推進について</p> <p>国際交流協会では、27年5月に目黒区多文化共生区民フォーラムを設置し、区民と外国人住民が共に暮らし、豊かに共生していく方向性について議論を重ね、多文化共生ビジョン「めぐろ、まちのデザイン」として区に提言を行った。</p> <p>区では、提言等を踏まえ、これまでの取組を発展させるため、29年3月にめぐろ多文化共生推進ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定した。</p> <p>ビジョンにおいては、基本目標及び三つの施策目標を掲げ、それぞれの施策目標について施策の展開例を掲げている。</p> <p>29年8月1日現在、区内には8,250人の外国人が暮らし、区総人口276,135人の約3%となり、今後も東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて更に増加していくと予想されている。</p> <p>また、行政・地域生活情報の多言語化や日本語学習・子育て・教育等への支援、多文化共生の意識啓発、外国人が暮らしやすいまちづくりなどが課題となっている。こうした中で、ビジョンを策定し、取組を更に推進していくことは、時機に適った意義のある取組であると考える。</p> <p>一方、区においては、ビジョンに基づき実施された事業について、毎年度実績を調査して進捗状況の把握を行い、庁内検討組織で検証し、必要に応じて見直しを行っていくこととしている。しかしながら、「ビジョン」ということもあり、基本目標及び施策目標には数値目標が設定されておらず、施策の展開例も具体的な事業や成果指標の設定が十分行われていないように見受けられる。このため、今後のビジョンの取組状況について、客観的に検証・評価するには難しい面があると考えられる。</p>

今後の取組状況を踏まえ、国際交流協会等と連携し、ビジョンの内容の具体化に向けた取組や事業計画化等により、進行管理に取り組むことを要望するものである。

(文化・交流課)

所 属 名	措 置 状 況 等
文化・交流課	多文化共生の推進は、現在の基本計画では目標「ふれあいと活力のあるまち」の実現に向けた施策の一つとして挙げられている。今後、基本計画の改定に際し、多文化共生を位置付けた上で、事業計画等の策定に取り組むこととする。

#### キ 健康福祉部関係

##### 意 見 ・ 要 望

地域包括ケアシステムの推進について

地域包括ケアシステムは、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で提供できるような地域における体制とされている。(まち・ひと・しごと総合戦略)

介護保険法の改正に基づき、これまでの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）に位置付けられ、本区では、まち・ひと・しごと総合戦略において、在宅医療・介護連携推進事業等と合わせ、新規事業として掲げており、28年度から実施することとし、要支援者等の高齢者を効果的・効率的に支援するため、地域の支え合いの体制づくりを進め、住民等が参画する多様なサービスや介護予防の充実を図っていくこととしている。これらを踏まえ、28年度において、要支援認定者等の総合事業への移行を円滑に実施するなど、積極的に取り組んだことは評価できるものである。

新しい総合事業については、民間事業者による支援事業や住民主体の生活支援等の充実・拡大が重要である。また、区内5か所の地域包括支援センターにおいては、地域連携コーディネーター、認知症支援コーディネーター及び在宅療養コーディネーターを設置し、総合相談の機能強化等を図っているところであるが、総合相談件数が近年減少傾向にあるなど、地域包括支援センターのPRの強化等が求められるところである。

区では、地域包括支援センターや民間事業者等との連携を強化し、それぞれが役割や機能を発揮するとともに、地域の住民同士がつながり支え合う関係の中で、魅力的なサービスが創出・拡大していくよう、更に取り組まれたい。

また、29年度には、保健医療福祉計画・介護保険事業計画の改定が予定されており、計画のPDCAサイクルの中で、28年度で実施した高齢者の実態調査等を踏まえ、区民要望や実態を適切に把握・分析し、より実効性のある計画改定に取り組み、地域包括ケアシステムを一層推進していくよう要望する。

(健康福祉計画課、介護保険課、高齢福祉課、地域ケア推進課)	
所 属 名	措 置 状 況 等
健康福祉計画課	29年度に予定されている保健医療福祉計画・介護保険事業計画の改定においては、地域福祉審議会答申（9月予定）や高齢者の実態調査等の結果等を踏まえて改定素案を策定し、パブリックコメント手続等により区民要望や実態を把握しながら進めしていく。なお、地域福祉審議会中間答申は、「地域包括ケアを引き続き着実に進めながら、福祉の各分野を超えた包括的な支援体制づくりを進めていく必要がある」という基本視点により取りまとめられている。
介護保険課	各地区への協議体設置・生活支援コーディネーター配置の推進、一般介護予防事業の通いの場創出の取組、住民主体サービス拡大のための支援など、必要な施策を次期計画に定め、一層の推進を図る。
高齢福祉課	28年度に実施した高齢者の実態調査の結果等を踏まえ、高齢者等の区民の実状や意向を把握し、次期計画の改定に向けて高齢者施策を充実させていくよう努めていく。
地域ケア推進課	地域包括支援センターのPRの強化については、今年度、地域包括支援センター運営方針で掲げ、区民にとって身近な存在となるための更なる周知を重点として取り組むこととしている。 具体的には、区報の特集やホームページで周知を行うほか、町会・自治会等の会議や地域のイベント等に出向いて周知活動を行っており、今後もあらゆる機会を活用しPRに努めていく。 また、地域の住民同士のつながり支え合いについては、地域包括支援センターとしては、区で行っている「見守りめぐねっと」「高齢者見守り訪問事業」「見守りサポーターの養成」の3つの見守り事業を推進し、関係部署や協力団体、事業者等の連携を更に強化していく。

## ク 健康推進部関係

意 見 ・ 要 望	
<p><b>健康めぐろ21の推進について</b></p> <p>健康推進課では、27年度に健康めぐろ21の改定を行ったところであるが、28年度においては、健康めぐろ21の普及・啓発を図り、区民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくり実践ガイドを9万部作成し、保育園、小・中学校、病院、診療所、歯科医院及び薬局等に配布し、健康づくりの実践的な普及・啓発に努めている。作成に当たっては、印刷費以外は職員の手作りであるとのことであり、経費を抑えるとともに、区民一人ひとりが継続して取り組みやすいように、創意工夫した内容のガイドブックとなっていることなど、優れた取組として評価できるものである。</p> <p>今後とも、出前講座やイベントなど様々な機会を活用して、区民の健康づくりの取組を支援するとともに、計画やガイドブックの作成ノウハウ等について、関係する担当者会議などを通じて、庁内に広めていくよう要望する。</p>	
所 属 名	措 置 状 況 等
健康推進課	<p>今後は「健康づくり実践ガイド」を活用した健康づくりに関する講座の開催や、地域のイベントに参加して普及啓発に努めるなど、更に区民の健康づくりの取組を支援していく。</p> <p>また、計画や「健康づくり実践ガイド」の作成ノウハウ等については、庁内からの問い合わせに積極的に情報提供をするなど、機会を捉えて情報の発信・共有に努めていく。</p>

## ケ 子育て支援部関係

意 見 ・ 要 望	
<p>(ア) 保育所待機児童対策の更なる推進について</p> <p>賃貸型私立認可保育所2園、国・公有地、区有施設等の活用2園、区内社会福祉法人新設1園、小規模保育所認可化1園、小規模保育所3園の整備など、保育施設の定員について、28年4月1日現在の4,523人から29年4月1日現在の4,964人へと、441人増員を図るなど、全庁的に保育所待機児童対策の取組を積極的に推進していることについては、評価できるものである。一方、29年4月1日現在の待機児童数は、厚生労働省の新定義により617人（旧定義では322人）となり、前年度の299人を大きく上回る状況となっており、引き続き待機児童の解消を目指し努力されるよう要望する。</p>	
所 属 名	措 置 状 況 等
	(保育計画課、保育施設整備課)

保育計画課 保育施設整備課	<p>ここ数年、国公有地や区有施設等の活用、債務負担行為の活用による賃貸型認可保育所の整備など、様々な手法により保育施設定員の拡大に努めているが、それを上回る保育需要や国の待機児童の定義見直しの影響もあり、待機児童数が急増している。</p> <p>そのため、現在予定している保育所の整備数の上積みを図り、待機児童の解消に向けた取組を更に加速していく必要がある。そこで、昨年取りまとめた「取組の方向性」における基本的な考え方、取組内容を踏まえた今後の待機児童対策に関する方針を定めることとし、この方針に従って保育所の整備等を進め、平成32年4月時点での待機児童解消に向けて取り組んでいく。</p>
------------------	---

意見・要望	
(イ) 保育施設の遊び場について	
<p>保育施設の整備が進んでいる中で、幼児が屋外に散歩に出かけ、公園等で遊ぶ機会や人数が多くなっている。一方、幼児が集中する場合には、一般の幼児等も含め、遊具等で自由に遊びづらいという状況があり、苦情も寄せられている。保育施設がビル等に整備されるなど園庭の確保が難しい場合もあることや、公園等の遊び場が近くに少ない場合もあり、公園等での遊びが容易ではない状況が見受けられる。</p>	
<p>区においては、公園等の整備に努めているところであるが、保育施設の屋外の遊び場について、保育施設間での利用時間の調整や保育所の園庭の利用など工夫を図ること、公園等での低年齢児用遊具の設置や公園等の利用の仕方などの周知、保育施設整備の現状や屋外保育についてホームページ等で区民に理解・協力を依頼するなど、支援策について検討されたい。</p>	
(保育課、みどりと公園課)	
所属名	措置状況等
保育課	<p>保育施設の公園利用については、利用が集中する時間帯を避けるために保育施設同士で時間帯や曜日を調整している。それでも利用が集中する場合は、保育施設間で相談し、公園内での遊ぶ場所を調整したり、他の公園に移動するようにしている。幼児を連れている方には、保育施設を理解してもらうために積極的に声かけをして一緒に遊んでいただいている。</p> <p>また、園庭がなく、保育スペースも狭小である小規模保育施設が区立保育園の園庭を利用したり、保育園同士が合同で保育を行うなど、外遊びの場所の確保に努めているところである。</p> <p>今後も公園の利用にあたっては、保育園同士で利用時間や遊ぶ場所の調整などを行うほか、園庭のある保育園と園庭のない保育</p>

	<p>園の交流を一層進め、目黒区全体として子育て・子育ちを支援していく。</p> <p>合わせて、外遊びの場所として、公園に限らず利用できる場所があるか、区内の保育施設の配置状況や公園の場所、規模など、地域性も踏まえて検討していく。</p> <p>また、公私立園長会で定期的に公園の利用について情報の共有化を図り、節度ある公園利用に努めていく。</p>
みどりと公園課	<p>公園の整備や改良に併せて近隣の保育園、幼稚園、小学校へアンケート調査を実施したり、検討会で意見を聞きながら複合遊具等の整備を行っており、引き続き、可能な範囲での対応に努めていく。</p>

意見・要望	
(ウ) 私立認可保育所の適正な運営の確保について	
<p>指摘事項において述べたように、私立認可保育所の運営に関して、職員の配置及び地域活動等について不正な運営及び経理処理があった。区においては、私立認可保育所の扶助費の支給については、東京都とも十分な連携を図りながら、支給に当たっての適正使用の周知、検査マニュアルの整備及び実施内容の確認・指導の徹底等を図り、不正な受給の防止及び適正な会計処理等が行われるよう指導・支援に努められたい。</p> <p>(保育課)</p>	
所属名	措置状況等
保育課	<p>区費扶助事業に係る実施報告書の提出の際に、事業実施の証拠となる地域への広報資料等も提出させるなど、実施内容の確認を強化する他、運営費に係る人員配置等は、毎月の報告内容との整合を、保育施設運営係と指導検査係が連携しながら、実地検査等を通じて確認に努めていく。</p> <p>更に今後は指導検査体制の充実やマニュアル等の整備を進め、厳密なチェックを進めていくとともに、訪問指導を行う保育指導係との横の連携を充実し、保育課全体の取組として、日頃の運営状況の把握に努めることで、適正な支出を行っていく。</p>

## コ 都市整備部関係

意見・要望	
区営住宅及び区民住宅の使用料等の収入未済対策について	
所属名	措置状況等
住宅課	<p>区営住宅は28年度に増加した81万円余の9割超は3件の滞納者によるものだが、督促等や訪問に加え、生保受給者の滞納については福祉所管と連携して代理納付を積極的に勧めている。</p> <p>区民住宅の収入未済額の99%が退去滞納者に係るものである。入居中の滞納者は1件あり、納付誓約による分納を実施し、現在も継続中である。退去滞納者には滞納額の納付及び納付誓約書の提出の催促を行い滞納額の回収に努め、内2件については、弁護士委託による対応を進めている。また、滞納額の増加が懸念される入居中1件については、債権の増加を防止するため、生活状況を聞き取り、滞納の解消及び退去勧告の指導を行い、債権回収及び退去を完了した。</p> <p>今後も、入居中の滞納を防止するため、適宜生活状況の相談等を実施し、退去も含めた指導を行っていく。また、退去滞納者の債権回収においては、弁護士等の専門家を活用し、債権回収に努める。</p>

## サ 環境清掃部関係

### 意見・要望

#### 環境基本計画の改定について

環境基本計画については、24年3月に改定されて以降、社会経済情勢や行政を取り巻く状況の変化等を踏まえ、環境審議会での審議、28年10月の答申、パブリックコメントによる区民意見の募集及び庁内協議等を踏まえ、29年3月に改定したところである。

環境審議会の答申では、計画の体系について、基本方針を分野別に掲げることなど多くの意見があり、それらを踏まえ、施策体系の整理、重点的に取り組むテーマ「一人ひとりの自主的な行動を促す」の設定、めぐろの環境を支える＜ひと＞への着目、「知る」・「行動する」・「広げる」のスパイラルアップの三つの視点の設定及び指標の設定など、全体的に分かりやすく、見やすい計画となっている。

一方、成果指標及び取組点検項目について、多く設定していることは望ましいことであると考えるが、1人1日当たりごみ量を451g（2025（平成37）年度まで）、リサイクル率を31.7%（2025（平成37）年度まで）等と設定しているほかは、多くは、現状維持、増加、減少、推進等と定性的な目標が示されている。今後の取組を検証しながら、次回の改定においては、行政評価制度の取組なども踏まえ、客観的に検証できる数値目標、評価指標をできるだけ多く設定するよう努められたい。

（環境保全課）

所 属 名	措 置 状 況 等
環境保全課	29年3月に改定した「目黒区環境基本計画」では、施策や事業の実施状況・成果を確認するため、区の施策体系に沿った階層別で指標を設定した。 次回の改定においては、区を取り巻く社会情勢の変化、国や都の環境施策等を踏まえ、計画の達成状況を客観的に検証できる指標の設定に努めたい。

## シ 会計管理室関係

意 見 ・ 要 望	
行革計画においては、「審査・出納事務の委託化」について、見直し・改善の内容として、「会計事務の業務内容等を勘案しながら、一部委託化を検討し、合理的・効率的な業務運営を図ります。」旨掲げている。計画に基づき、29年度から出納業務の一部委託化により2名の削減がなされ、委託料支出と人件費削減とで約700万円の縮減効果が見込まれるなど、経営努力を行っている。また、積立基金の管理・運用に当たり、公金管理・運用方針及び公金運用基準に基づき、安全性・流動性・効率性の確保を基本的な視点として、大口定期預金等及び各種債券の確保による効果的な管理・運用に努めており、金利が低下傾向にある中でも、28年度においては、3,577万円余の運用益を確保するなど、積極的に取り組んでいる。今後とも、適正かつ効果的・効率的な公金管理・運用に努められたい。	
(会計課)	
所 属 名	措 置 状 況 等
会計課	今後も、会計事務の適正かつ効率的な執行を確保するとともに、公金の安全で効果的な運用、適正な管理に努めていく。

## ス 教育委員会事務局関係

意 見 ・ 要 望	
(ウ) 放課後フリークラブの推進について	
放課後フリークラブ事業については、20年度から事業が開始され、放課後の学校施設等を利用して、子どもたちが遊びや様々な体験をしていく機会を提供するものであり、安全安心な放課後の居場所として、小学校の校庭等を活用し、児童がランドセルを置いたままで、異年齢児と交流しながら自由に遊べる場所を提供するランドセルひろば事業と、子どもの育ちを支援するため、地域の方たちが中心となり、主に小学校の施設を活用して、体験教室・スポーツ教室・実験教室・補習教室など、様々な教室事業を実施する子ども教室の2事業が実施されている。	
ランドセルひろばについては、区立全小学校で実施されており、28年度は、管理運営員の資質向上を図るため、研修を充実するとともに、利用者の傷害保険制度を導入した。また、雨天時における校庭以外の学校施設の利用について検討しているなど、運営の改善に努めている姿勢がうかがえる。学校の使用状況等を踏まえながら、早期に実施できるよう、効果的な運営に取り組まれたい。	
また、ランドセルひろばと学校内学童保育クラブとの一体的な運営の検討においては、子育て支援課と十分連携を図りながら、効果的な放課後児童施策の展開となるよう、取り組まれたい。	

一方、子ども教室については、前年度まで13小学校区で実施されてきたが、28年度には2小学校区において新規開設された。所管課では、チラシの作成・配布等により事業の周知を図るとともに、実施小学校区の拡大に努めているところであるが、実施団体の取組や他の自治体での取組事例の紹介など、様々な広報媒体や機会を活用し、更なる事業の周知や紹介、実施団体の意向を踏まえた教室内容の充実などに、更に努力されたい。

(子育て支援課)

所 属 名	措 置 状 況 等
子育て支援課	<p>今後の学童保育クラブにおける待機児童対策の一つとして、国が推進している「放課後子ども総合プラン」では、同一の小学校で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施していく場合には「一体型」の実施を求めている。事業の統合により、多様な活動や体験することで、効果的な放課後児童施策の展開となる。また、保護者にとっても、放課後の居場所の選択肢が広がる。</p> <p>そのため「一体型」について、具体的な取り組み方を整理し、既存のランドセルひろば、放課後子供教室の事業に学童保育クラブ事業を加える検討を平成31年度の実施を目指して生涯学習課と協議中である。</p>

### 3 推奨事項

推奨事項	
<p>目黒シティラン～健康マラソン大会～の取組について</p> <p>目黒シティラン～健康マラソン大会～は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、機運醸成事業の一環として取り組まれ、区では初めてとなる主要幹線道路を使用したマラソン大会として、28年11月27日（日）に開催された。</p> <p>本大会に当たっては、大会主催者としてNPO法人目黒体育協会をはじめ18団体により構成された目黒シティラン実行委員会が設置され、警察署や消防署等20機関・団体の協力のもと、10kmの部、2.5kmミニマラソンの部及び1kmの部の3種目で実施することとされた。公募による参加者は3,408人、参加者の安全確保、道路を横断する人の安全確保等のためのボランティア等運営スタッフ2,552人、コース警戒に携わる目黒消防団など、総勢6千名を超える多くの方々の参加・協力及び区民等の声援等により、本区初めての大規模なイベントが盛大に開催され、所期の目的は成功裏に達成されたものと高く評価できるものである。</p> <p>また、本大会の開催に向けて、文化・スポーツ部オリンピック・パラリンピック推進課を中心に、関係機関・団体等との調整や課題の綿密な検討、めぐろスポーツニュースの発刊等の広報活動及び会場準備など、多くの職員が尽力することにより、大きな成果が得られたことも高く評価するものである。</p> <p>すでに29年度においても大会の実施が決定されているところであるが、目黒シティラン実行委員会による第1回目黒シティラン～健康マラソン大会～実施報告書では、参加者の評価（評価者数153名）は100点満点中84.1点と高い評価であり、このほかボランティアアンケートや区民等からの意見、警視庁及び大会組織委員会全体会における意見など、評価や意見が多く寄せられているところであり、今年度の第2回目黒シティラン～健康マラソン大会～の実施に当たっては、関係機関・関係団体等と連携し、これらの意見等を踏まえ、課題を整理し、必要な改善を図りながら取り組まれるよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">（オリンピック・パラリンピック推進課）</p>	
所 属 名	措 置 状 況 等
オリンピック・ パラリンピック推進課	第2回目黒シティラン～健康マラソン大会～は、29年11月26日（日）に開催することで決定している。昨年度同様、実行委員会主催で運営方法の検討を行い、第1回大会の課題等を踏まえ、新たな団体も加わり準備を進めている。特に、交通規制に係る生活への影響が大きな課題の一つであり、第1回大会終了後から警察等関係機関と検証を行い、改善策を検討している。第2回大会開催に向けて、安全な実施はもとより、全ての関係者が満足してもらえるような大会運営を目指し鋭意準備を進めている。